

青森県教育委員会第856回定例会会議録

1 期 日 令和2年5月12日（火）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時4分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について

議案第1号 令和2年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、谷地村スポーツ健康課長

（※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席）

・会議録署名委員

豊川委員、野澤委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

7 会 議

事務局からの報告

（三戸教育次長）

既に報道により御存知のことと思うが、去る4月21日、県内の小学校教諭が「青森県青少年健全育成条例違反」の疑いにより逮捕されている。

事案の概要は、警察の発表によると、令和元年11月6日、弘前市内のホテルにおいて、県内居住の中学生に対して、18歳未満であることを知りながら、みだらな行為をしたものである。今後は、可能な限りすみやかに事件の事実関係を把握し、厳正に対処して参りたい。

（教育長）

今回の事件が事実とすれば、教育公務員として、絶対にあるまじき行為であると同時に、

児童生徒や保護者をはじめ、県民の皆様の信頼を著しく損ねる行為であり、極めて遺憾である。今後は、事実関係を確認し、厳正に対処して参りたい。

(豊川委員)

不祥事が続いているため、しっかりと事実を確認し、厳正に対処していただきたい。

8 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(田中教育次長)

資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第95回臨時会に提出された「令和2年度青森県一般会計補正予算(第2号)案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

内容については、参考資料の1ページを御覧いただきたい。

「令和2年度青森県一般会計補正予算(第2号)案」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、2億1,809万3千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,295億4,060万7千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、本日開会した県議会において御審議いただいているところである。加えて、今回の報告第1号には含まれていないが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る学校休業時等において県立学校の児童生徒が学び続けられる環境を確保するため、ICTを活用した家庭における学習を支援するのに要する経費、8,523万9千円を令和2年度青森県一般会計補正予算専決第1号として、令和2年4月22日に、知事において専決処分されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について

(谷地村スポーツ健康課長)

新型コロナウイルス感染防止対策に係る県立学校の対応について御報告する。

資料の2～3ページ、参考資料の2～10ページを御覧いただきたい。

1の4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業についてであるが、4月の定例会で報告したとおり、県立学校については、令和2年度新学期から教育活動を再開したところである。

しかし、4月16日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされた。本県においては、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒が公共交通機関やスクールバス等を利用して通学するなど、広域の移動が多いという高等学校、特別支援学校の特性に鑑み、委員の皆様から御意見を伺った上で、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとしたものである。臨時休業の実施に当たっては、県立学校の児童生徒が休業期間中も学校とのつながりを感じながら、安心して学び続けられる環境を確保するため、ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業の実施に要する経費を令和2年度補正予算（専決第1号）に計上し、民間事業者が提供する学習支援サービスを導入するとともに、ICT環境が整っていない家庭の児童生徒に対するICT機器の貸与を実施している。併せて、各県立学校に対しては、休業期間中の対応として、登校日や登校時間を学年ごとに設定する分散登校の実施、登校しない日における児童生徒の学習状況の把握、個別の学習支援及び日々の健康観察等への対応として、ICTを活用した学習支援の実施、特別支援学校の児童生徒の受入れなどについて、適切に対応するよう指示している。

2の休業期間終了後の対応についてであるが、県立学校については、休業期間終了後の5月7日から教育活動を再開することとし、各学校において、児童生徒、保護者等の不安の解消のため、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等について、教職員間で共通理解を図ることや、児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等に係る文書並びに学校における新型コロナウイルス感染防止対策に関する具体的な取組内容に係る文書を配布し、丁寧に説明すること。また、5月7日の再開日においては、改めて、児童生徒に対して校長から放送で呼びかけを行うなどの方法により、児童生徒の不安の解消に努めることなどの対応をしている。教育活動再開後、各学校では、感染防止のため、様々な工夫を凝らしながら教育活動を実施しているところであり、県教育委員会としても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、健康福祉部とも連携しながら、引き続き、学校における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すよう対処する。

（中沢委員）

4月20日から5月6日までの一斉臨時休業の間、学校においてICTを活用した学習支援はどのように行われたのか。

（長内学校教育課長）

学習教材システムの活用や教員が授業動画を配信するなど学習支援に取り組んでいる。4月24日時点の学習教材システムへの登録は全体の半数程度の学校で登録となっている。今後、感染状況の変化に伴い臨時休業が想定されることから、各学校に対し積極的に活用を検討するよう働きかけていきたい。

(中沢委員)

新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波も想定されることから、早急に体制を整えていただきたい。

(豊川委員)

県立学校への対応は説明いただいたが、私立学校に対して情報提供などを行っているのか。

(谷地村スポーツ健康課長)

私立学校は県教育委員会の所管外ではあるが、県立学校の対応をその都度情報提供しているところである。

(豊川委員)

これまでの歴史を振り返ると人間は様々なウイルスと共生してきた。ウイルスについては、学校教育の中で正しく教えることが大切だと思う。インターネット上では、新型コロナウイルスに関してすさんだ言葉が交わされ、傷つけあっている。新型コロナウイルスを正しく理解、認識するため、先生方は子どもたちともっと話し合うことが必要であると考ええる。

(谷地村スポーツ健康課長)

県立学校や市町村教育委員会等に対して、これまで専門家会議の知見や文部科学省の通知など、その都度周知を図ってきたところである。また、新型コロナウイルスの感染拡大が報道されており、児童生徒や教職員からは不安の声が多数寄せられたことから、4月23日から4月24日に各地区ごとに開催された県立学校長会議に関係課長等が出向き、新型コロナウイルスに関する対応や取組等について丁寧に説明したところである。その際に、学校における感染症対策及び児童生徒に対する感染防止に係る指導の徹底等をお願いしたところである。

(長内学校教育課長)

新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解や新型コロナウイルス感染拡大防止のため最前線で働いている方々への偏見等に関して取組を行っているので参考として御報告する。生徒指導関係としては、新型コロナウイルス感染症に係る偏見等の相談として24時間子供SOSダイヤルの周知指導などお願いしているところである。正しい理解関係としては、県企画政策部において県民の不安の軽減、感染拡大防止の正しい知識の発信、医療従事者など県民生活を最前線で支える方々への偏見や誤解に基づく差別が生じないような啓発、県民一丸となって厳しい状況を克服していく気運の醸成を図る事業がスタートする。その事業の中で、高校生中心の取組として感染防止のために工夫していることや、感染防止のために働いている方への応援メッセージなどSNSにより動画リレーを進めることとしている。この取組と合わせて、新型コロナウイルス感染症に対する高校生の正しい理解と対応について取り組んでいきたい。

(町田委員)

児童生徒及び保護者等は、新型コロナウイルスに対する不安や恐怖があるが、それ以上に学習に対しての不安が大きいものとする。ニュースにおいて、学習の遅れや受験に対する不安の声をよく聞く。今までと同じことをするのであれば、学習に遅れが生じてくると思うため、不足部分をどのようにフォローアップするか見極め、児童生徒及び保護者の不安を軽減していかなければならない。今こそ、個々の学ぶ意欲や力を引き出す指導をしっかりと行ってほしい。

(長内学校教育課長)

先ほど説明した学習支援システムに関しては、一斉臨時休業期間中のみならず、不足部分を補うという目的で普段の授業を行っている期間も使用されているものであることから、不足部分を補う一つの手段としてシステムの活用も考えている。休業に伴い授業が行われなかった日数をどのように確保するかについては、国から「学校行事の精選」や「長期休業の圧縮」など様々な方策が例示されているため、各学校における状況を確認し、必要な支援や助言を行い、学力の維持・向上に努めていく。

(野澤委員)

青森県教育委員会の対応については、素早く適正であったと感じている。学校現場から感染者が発生していないことは、教職員の努力の賜であるとする。教育長からも教職員に対し、感謝と激励のメッセージを送っていただきたい。

学習面の遅れに関しては、各学校の実情において焦らなくても十分取り戻すことが可能であるとする。学校教育課におかれては、学校と連絡を密に取り進めていただきたい。

(杉澤委員)

一斉臨時休業から再開までの対応について、丁寧かつ迅速に進めていただき感謝する。再び臨時休業となった場合には、虐待を受けている子どもや食事を取ることができない子どもの有無について確認するとともに、該当があった場合のサポートについて、しっかりと対応していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 令和2年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(長内学校教育課長)

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならない

こととなっている。審議会の委員は、毎年選任することになっており、今年度は、資料に掲げる17名の方々を任命したいと考えている。任期については、令和2年5月12日から令和2年8月31日までとしている。

なお、今年度は、令和3年度に、中学校で使用する全ての教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小学部・中学部においては学校教育法附則第9条図書の採択を行うこととなっている。

また、教科用図書の採択が令和2年8月31日までに行われることとなっていることから、委員の氏名は、9月1日に県教育委員会のホームページにて公表する予定としている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。